

労働総研 ニュース

No.435

2026年9月号

(2026年9月25日発行)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(労働総研) office@rodosoken.com
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎・Fax (03) 3230-0441 労働総研HP <https://rodosoken.com/hp/>

最低賃金26年改定の評価について

はじめに

7月28日、中央最低賃金審議会(中賃)は26年度の地域別最低賃金改定の引き上げ目安額を、Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円、全国加重平均55円とする答申を出した。その後、地方最低賃金審議会(地賃)での審議を経て、地域別最賃の全国加重平均額は現行の1,121円から56円上がり、1,177円(5.0%増)となった。全国加重平均額56円の引き上げは、1978年度に目安制度が始まって以降で2番目の高さではあるが、果たして十分な引き上げだったと言えるだろうか。

1. 国民の求めに逆行する高市政権 最賃引き上げの潮流は、2007年最低賃金

— 目次 —

- 最低賃金26年改定の評価について 1
- 監督署の指導を見直しに全労連などが談話 3
- 関西産業労働研究部会報告 4
- 女性労働研究部会報告 4
- 雇用動向調査の概要 5
- 令和9年度概算要求が締切 厚生労働省関係の概要 5
- 厚生労働省 一般会計予算の要求額 6
- 労働総研活動日誌 6

法改正(第9条第3項の追加)に始まる。それまでの最低賃金は、“1円上がるか上がらないか”といった程度の賃金改定であり、注目されることはなかった。その後、安倍政権下で「全国加重平均1,000円」の目標が設定されてから、政治主導での引き上げが始まった。2016年以降、(2020年を除く)毎年3%以上の引き上げが続き、最賃近傍の労働者数が増加したことにより、政治的に注目されるようになった。2023年には「全国加重平均1,000円」の目標が達成され、岸田元首相は「2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円」の目標を新たに掲げた。そして2024年、石破前首相は1,500円の達成時期を「2020年代内」と大幅に前倒した。

しかし高市政権は、発足時から逆行を目論んでいた。2025年11月の参院予算委員会において高市首相は次のように答弁している。(石破政権下の数値目標「2020年代内に平均1,500円」について)「経済動向を踏まえて具体的に検討する。必ずいつまでにいくらということを申し上げるわけにはいかない」(下線は筆者)。明らかに数値目標を取り消そうとしていた。今年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」(骨太方針2026)では、「遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」と、達成時期を後ろ倒しにしたのである。

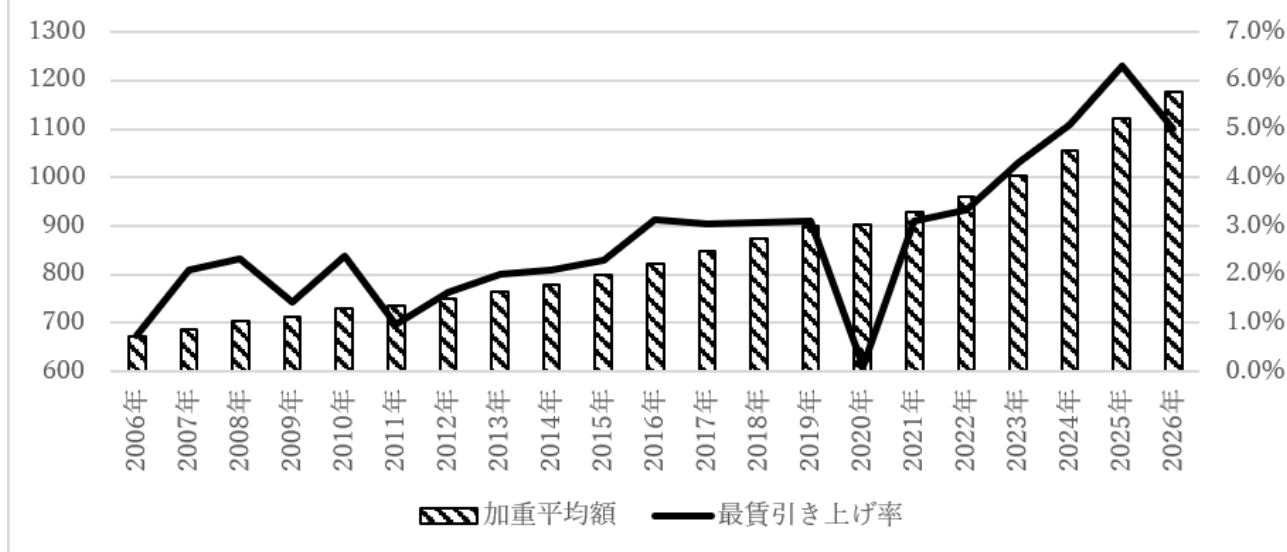
26年改定は、目安答申とともに公表さ

れた「目安小委員会報告」で(骨太方針2026に)「配意」したと明言しているように、政府方針を反映させた結果だったと言ってよいだろう。この20年間ずっと引き上げ基調にあった最賃改定において前年の引き上げを下回ったのは、2009年のリーマンショック後、2011年の東日本大震災、2020年は新型コロナのパンデミックと、いずれも危機下での改定であった。

ーアップ調査などを、それぞれ用いていたことが示されている。これらを総合して中賃が導き出した答えが、全国加重平均55円(4.9%)の引き上げであった。

今回の改定に限らず、これまで「労働者の生計費」を物価上昇分に矮小化し、まず企業の支払い能力ありきで、労働者のふつうの暮らしに必要な最低賃金はいったいくらになるのか、という審議はなされてこ

図1：この20年間で前年の引き上げ率を下回ったのは4回だけ



26年改定がいかに異例であるかがわかるであろう。

2. 最賃審議会での生計費をめぐる議論

このような政権の逆行があったなか、中賃ではどんな議論を展開したのだろうか。

「目安小委員会報告」では、最賃法9条で定められた考慮要素3点について、「労働者の生計費」に関しては消費者物価指数の推移を、「賃金」に関しては春闘の妥結状況及び30人未満の企業を対象とする「賃金改定状況調査」結果を、「通常の事業の賃金支払能力」に関しては法人企業統計のほか、国内企業物価指数、中小企業景況調査、日銀短観、価格交渉推進月間のフォロ

なかった。そのような必要生計費を直接把握する資料がないのだから当然である。

3. 中央が地方の“上積み”をけん制したが

25年改定に引き続き、AランクよりもCランクの目安額が高くなったことは注目しなければならない。しかしながら、長年にわたり格差を伴う改定によって広がった格差がすべて解消されたわけではない。依然として大きな格差が温存されており、地賃でこれを是正しようとするのは当然のことである。しかし「目安小委員会報告」では、25年改定について「39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額」

となったことをふまえて、「中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する」と述べた。果たして、26年の地賃は中央の目安に従ったのか。25年のように10円を超える“上積み”はなかったものの、結局は33府県で目安を上回る答申となった。

4. 是正された発効日の遅延

25年改定では、11月以降を発効日とする地域が27府県、うち“越年発効”が6県もあったことが問題視された。26年改定では、是正されて37都府県で10月中の発効となったものの、依然として11月発効が7府県、12月発効が3県となっており、今後の課題となった。発効日が交渉カードとならないように注視していかなければならない。

このほか、地方最賃審議会での審議において、公労使「全会一致」での決定が増えたことも特徴である。政府方針が労働者側委員の姿勢に波及していたならば、由々しき問題である。

おわりに

現政権に最賃の数値目標を取り消すことを許さず、引き上げ率を5%台に引き上げさせたのは、ひとえに国民・労働者の声であり、最賃運動の力であろう。骨太方針では1,500円を「高い目標」としているが、これまでに実施してきた最低生計費調査から算定された「ふつうの暮らし」に必要な時給額は1,800～1,900円である。むしろ「低い目標」である。ただ、国際的にみても低い水準である最賃を適正な水準に引き上げるためには、いますぐ1,500円を達成しなければならず、通過点としては重要な数値目標である。

今後の審議会には、最賃引き上げが経済にもたらした影響の検証や、まともな生計費関連資料の模索などを要望したい。

中澤秀一（理事・静岡県立大学短期大学部）

監督署の指導を見直しに 全労連などが談話

厚生労働省（以下、厚労省）は8月19日、「時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導の見直し」を9月1日から実施することを公表しました。URL [こちら](#)

「労働基準監督署における対応の見直し」の内容について、「時間外・休日労働時間数のみに着目して1か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康及び福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行うこととします。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行います。」としています。

これに対し全労連は、8月21日に事務局長談話を発表しました。談話では、監督署の指導見直しについて次のように批判しています。

見直しは、経営者の意向をくみ「実態」ありきで月45時間を超える時間外労働を合法化しようとするものであり、長時間労働解消・労働時間短縮を企業に求めてきた指導を転換・廃止することであり認めるわけにはいかない。断固「見直し」の撤回を求める。

厚労省の使命は労働者の保護であり、労働基準監督署（以下、労基署）の職員は日夜、長時間労働の是正、過労死を防止するため尽力してきた。今回の「見直し」は、

1日8時間・週40時間労働の原則を破壊し、労働者保護行政の任務を大転換するものであり、現場第一線で奮闘する職員のこれまでの努力を踏みにじり、矜持を傷つけるものと言わざるを得ない。

財界の意向に沿った「見直し」に基づいて指導をすることは、法律の基準を下回る上限時間や特別条項を導入することを使用者に促すことにつながり、労働基準法第1条の第2項に反する。

全労連は政府が進めようとしている労働時間規制緩和に反対し、長時間労働根絶、法定労働時間1日7時間・週35時間をめざし奮闘する決意である。全文は[こちら](#)

いの健全国センターが8月26日に談話を発表しているほか、日本労働弁護団も8月24日に幹事長談話を出しています。

いの健全国センター(談話) [こちら](#)

日本労働弁護団(談話) [こちら](#)

連合の芳野友子会長は、8月20日の定例記者会見で、「非常に遺憾」と厚生労働省の方針を批判しました。動画は[こちら](#)

一方、日本商工会議所の小林健会頭は9月3日の定例会見で、厚生労働省が時間外労働(残業)を月45時間以内に抑える一律指導を取りやめたことについて、「経済界全体で申し上げてきたことで、歓迎したい」と述べています。

関西産業労働研究部会報告

関西産業労働部会は、8月22日にZOOMで部会を開催しました。部会では、伊藤大一氏(大阪経済大学)が『大月プロジェクト報告とアメリカ調査報告』として、11月締め切りの大月書店出版プロジェクトと6月におこなわれたアメリカ調査について報告しました。過去30年の日本労働市場の概況、アメリカにおけるAIの進展

とそれに対抗しようとする労働組合に関するもので、アメリカの現状報告について活発な議論がなされました。

また、石丸暁彦氏(立命館大学大学院)が「現代日本中小企業における労使関係の歴史的展開と現在地」として来年1月に提出する博士論文について報告しました。非常に良くまとまっており、高い完成度の博士論文として期待できる内容でした。(担当:伊藤大一)

女性労働研究部会報告

8月27日、ゲスト含む8人の参加で部会研究会が行われました。会員で婦団連事務局長の舟橋初恵氏が、「第6次男女共同参画基本計画(2026年4月~2031年3月)の概要と課題ー労働分野を中心に」の報告を行い、意見交換しました。

高市政権誕生によって、選択的夫婦別姓実現への逆流、手続きを無視した「旧姓使用に法的効力を与える制度の創設」の挿入など、参画会議での異論を押し切って木原参画会議議長(官房長官)一任とされ、決定が3月にずれ込んだと指摘。また、雇用問題が統一的課題として扱われなくなったほか、素案段階では検討するとされていたものが、労働基準法の緩和・解体の方向性が打ち出されるなど、重大な後退があることが強調されました。

議論では、「組合のたたかいで正規化を勝ち取ったが年収は300万円を切る。評価制度でものが言えない職場になっている。若い人にはワークライフバランスの要望も強いが賃金が低く、副業せざるを得ない状況」「フリーランス拡大や兼業を進めるなど、高市政権の労働政策は、共同参画ではなくて差別推進」「公務員職場で、育児休業延長の要件について、保育所に落ちても

待機しないことにチェックさせるなど取得しにくい」「女性がまともに働いて暮らせるには時短が重要。労働組合への組織化と運動をどう強化していくか」などの意見が出されました。(担当：日野徹子)

雇用動向調査の概要

厚生労働省は、令和7年「雇用動向調査」の結果を取りまとめ、8月31日に公表しました。

「雇用動向調査」は、全国の主要産業の事業所における入職者数・離職者数、入職者・離職者の性・年齢階級、離職理由等の状況を明らかにすることを目的に、上半期と下半期の年2回実施しており、今回の結果は、この2回の調査結果を合算し年計として取りまとめたものです。

【調査結果のポイント】

(1)入職率、離職率及び入職超過率

入職率 14.7% (前年と比べて0.1ポイント低下)

離職率 13.7% (前年と比べて0.5ポイント低下)

入職超過率 1.0ポイント(入職超過)(前年と比べて0.4ポイント拡大)

(2)就業形態別入職率及び離職率

一般労働者 入職率 12.0% 離職率 11.4%

(前年と比べて入職率0.2ポイント上昇、離職率0.1ポイント低下)

パートタイム労働者 入職率 21.7% 離職率 19.9%

(前年と比べて入職率1.0ポイント低下、離職率1.5ポイント低下)

(3)産業別入職率及び離職率

一般労働者

宿泊業、飲食サービス業 入職率 24.4%

離職率 21.5%

サービス業(他に分類されないもの) 入職率 21.4% 離職率 20.3%

パートタイム労働者

学術研究、専門・技術サービス業 入職率 28.8% 離職率 26.7%

宿泊業、飲食サービス業 入職率 29.7% 離職率 25.0%

生活関連サービス業、娯楽業 入職率 29.3% 離職率 25.1%

教育、学習支援業 入職率 28.7% 離職率 26.6%

(4)転職入職者の賃金変動状況

前職の賃金と比べて「増加」した割合 40.8%

(前年と比べて0.3ポイント上昇)

「減少」した割合 31.0%

(前年と比べて1.6ポイント上昇)

令和9年度概算要求が締切

厚生労働省関係の概要

政府は、令和9年度予算について、7月30日の閣議で基本的な方針を次のとおり決定しました。[📄こちら](#)

令和9年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等に基づき、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算

編成過程において精査。

厚生労働省は、政府方針に基づき、重点要求を次のようにしました。[👉こちら](#)

創薬・先端医療を始めとする戦略分野を中心とした官民連携の国内投資を徹底するとともに、国内投資を全国に拡げ、投資と賃上げの好循環を加速させていくため、賃上げ環境整備・労働市場改革・人材育成等の分野横断的な課題に対応する必要がある。また、成長型経済に合わせて物価・賃金上昇を適切に反映する中で必要な医療・介護等の提供体制を確保するとともに、安全・安心の確保、包摂的な地域共生社会の実現等を図る必要がある。

このため、以下を柱に重点的な要求を行う。

<Ⅰ. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底>

<Ⅱ. 賃上げ環境整備・労働市場改革等の分野横断的な課題への対応>

<Ⅲ. 持続可能な社会保障制度の確保、包摂的な地域共生社会の実現等>

Ⅰ・Ⅱについては、創設された『「強く豊かな日本」投資枠』を積極的に活用

厚生労働省

一般会計予算の要求額

労働政策に関わる概算要求では、賃上げ環境整備・労働市場改革・人材育成といった柱で整理され、以下のように予算が要求されています。

賃上げ環境整備では、「国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業等における賃上げ環境整備を強化する。」として、業務改善助成金等の「賃上げ」支援助成金パッケージ等に2,016億円。

労働市場改革では、「労働供給制約下にある中でも持続的な経済成長を実現するため、戦略分野や、これらを支える医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の成長分野における人的資本投資の促進や成長分野への円滑な労働移動といった労働生産性の向上に向けた取組を進めていくとともに、女性や高齢者を始めとした多様な人材の労働参加を促進する。」として、処遇向上に向けたリ・スキリング支援や生産性向上に1,859億円。「労働市場の見える化」等による外部労働市場の機能強化・労働者の希望に応じた円滑な労働移動の促進に225億円。多様な人材の労働参加の促進に1,322億円。中小企業を始めとした企業の人材マネジメントへの支援に53億円。

人材育成では、「人口減少と大都市圏への流出により、地方では医療・介護・福祉の維持に不可欠な人材が不足することが懸念されることから、地域ごとの人材需給ギャップの状況等もふまえ、関係省庁と連携して医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーを確保する。」として、医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保に138億円。

なお、医療・介護・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保と地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備のための施策として、全体で1,733億円+事項要求がなされています。

労働総研活動日誌

08月24日(月) 企画委員会

08月25日(火) 労働総研ニュース発行

08月26日(水) 中連事務局団体会議

09月09日(水) 厚生労働省要請行動
(中連)

09月09日(水) 労働総研事務局会議